

福岡県公報

平成26年6月10日
第3601号

目次

告示（第531号－第533号）

- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 1
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 2
- ### 公 告
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）…………… 2
- 平成26年度福岡県製菓衛生師試験の実施（保健衛生課）…………… 2
- 落札者等の公示（市町村支援課）…………… 4
- 落札者等の公示（市町村支援課）…………… 4
- 落札者等の公示（総務事務センター）…………… 5
- 平成26年度クリーニング師試験の実施（保健衛生課）…………… 5
- 意見募集の結果の公示（漁業管理課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）…………… 6
- 落札者等の公示（県民情報広報課）…………… 7
- 落札者等の公示（県民情報広報課）…………… 7
- 土地改良区の役員の就任及び退任（農村森林整備課）…………… 8

監査委員

- 包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の
監査の事務を補助できる期間（監査委員事務局総務課）…………… 8

公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（警察本部運転免許試験課）…………… 8

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示

（警察本部運転免許試験課）…………… 9

内水面漁場管理委員会

○平成26年度魚種別増殖目標数量（漁業管理課）…………… 9

告 示

福岡県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潞郡大木町大字八町牟田686番2先から 三潞郡大木町大字八町牟田104番2先まで	14.0 ～ 34.8	279.5
			後	三潞郡大木町大字八町牟田686番2先から 三潞郡大木町大字八町牟田104番2先まで	14.0 ～ 34.8	279.5

福岡県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	一般 国道	496号	前	行橋市泉中央八丁目501番1先から 行橋市南泉四丁目662番2先まで	10.7 ～ 33.2	350.0
			後	行橋市泉中央八丁目501番1先から 行橋市南泉四丁目662番2先まで	10.7 ～ 33.2	350.0

福岡県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月10日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	496号	行橋市泉中央八丁目501番1先から 行橋市南泉四丁目662番2先まで

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第3項の規定により公告する。

平成26年6月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市平田台一丁目138番1及び138番7から138番49まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区白金一丁目20番3号

パナホーム株式会社 九州支社

九州支社長 西井 雄二

公告

平成26年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成26年6月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの又は2年以上菓子製造業に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

ア 衛生法規

イ 公衆衛生学

- ウ 食品学
- エ 食品衛生学
- オ 栄養学
- カ 製菓理論
- キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成26年9月5日（金曜日）	午後1時から午後3時まで（ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時から午後2時30分までとする。）	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（(オ)の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号

812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁保健衛生課」という。）へ提出すること。

- (ア) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書）1部
- (イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部
- (ウ) 履歴書 1部
- (エ) 戸籍抄本（出願前6月以内に発行されたもの）1部
- (オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、平成26年7月1日（火曜日）から平成26年7月15日（火曜日）までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成26年7月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

- (1) 合格者の受験番号は、平成26年10月7日（火曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課に掲示するほか、県公報に登載して行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

- (1) 台風の到来等により、平成26年9月5日に試験の実施が困難となったときは、各

保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課から各受験者に電話連絡をする。

- (2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁保健衛生課に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
 名称 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務
 数量 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
 福岡県企画・地域振興部市町村支援課
 - (2) 所在地
 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
 平成26年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
 日本電気株式会社九州支社
 - (2) 住所
 福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 38,966,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
 名称 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの運用及び保守業務
 数量 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
 福岡県企画・地域振興部市町村支援課
 - (2) 所在地
 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
 平成26年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
 地方公共団体情報システム機構
 - (2) 住所
 東京都千代田区一番町25番地
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 69,768,825円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約を行った理由
 政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約事項の名称

平成26年度コピー用紙単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成26年5月16日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	株式会社福助屋	福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目8番10号	26,830,980円
(2)	福岡地区	有限会社平田紙文具事務機	福岡県福岡市中央区清川3丁目31番1号	22,090,428円
(3)	北九州（北）地区	キングテック株式会社	福岡県北九州市小倉北区東港2丁目5番1号	9,382,500円
(4)	北九州（南）地区	キングテック株式会社	福岡県北九州市小倉北区東港2丁目5番1号	4,418,280円
(5)	筑豊地区	キングテック株式会社	福岡県北九州市小倉北区東港2丁目5番1号	7,692,840円
(6)	筑後（北）地区	株式会社内野	福岡県久留米市東合川5丁目10番5号	9,964,566円
(7)	筑後（南）地区	株式会社内野	福岡県久留米市東合川5丁目10番5号	8,384,148円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

平成26年4月4日

公告

平成26年度クリーニング師試験を次のように実施する。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
---	---	----	----

平成26年9月8日（月曜日）	午後1時～午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室
	午後2時40分～午後4時30分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5cm横4cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、大牟田市及び久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票・写真台帳 1部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類 1部（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、郵送により提出する場合は、卒業証明書とする。）

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成26年7月7日（月曜日）から同月22日（火曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市及び大牟田市の

保健所又は各区保健福祉課にあっては午前8時30分から午後5時まで、福岡市の各区保健福祉センターにあっては午前9時から午後5時まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成26年7月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、平成26年9月30日（火曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び保健衛生課に掲示して行うとともに、県ホームページに掲載することによって行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は保健衛生課に対して行うこと。

(2) 郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号「定形外」）を必ず同封すること。

(3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

公告

福岡県漁業調整規則の一部改正案について、平成26年2月3日から平成26年3月4日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成26年6月10日に公布しました。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3556

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩松隈字行合500番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区飯氏979-1 ラフィネ周船寺506
大谷 真

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
新聞定期広告（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞各6回）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成26年4月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社三広
 - (2) 住所
福岡市中央区天神四丁目6番3号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
35,354,880円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年2月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成26年4月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
凸版印刷株式会社九州事業部
 - (2) 住所
福岡市中央区薬院一丁目17番28号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
48,299,328円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成26年2月25日

公告

善導寺町飯田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
嶋津 和男	久留米市善導寺町島710番地3
大場 隆男	久留米市善導寺町飯田1377番地1
村田 國廣	久留米市善導寺町飯田1403番地1
馬場 幸一	久留米市善導寺町飯田1038番地
田中 清刀	久留米市善導寺町飯田915番地3
良永 久次	久留米市善導寺町飯田329番地12
辻 重昭	久留米市善導寺町与田538番地
今村 正	久留米市草野町吉木1350番地2
小柳 正實	久留米市山本町耳納1883番地1

2 退任監事

氏名	住所
原 聖治	久留米市善導寺町飯田1266番地2の1
香月 憲昭	久留米市善導寺町飯田1085番地1

3 就任理事

氏名	住所
西坂 正常	久留米市善導寺町島672番地
大場 英雄	久留米市善導寺町飯田1404番地5
原 寛	久留米市善導寺町飯田116番地1
馬場 勝之	久留米市善導寺町飯田263番地
香月 義次	久留米市善導寺町飯田1094番地1
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地

徳永 隆	久留米市善導寺町与田762番地
國分 芳文	久留米市山本町耳納1792番地1
今村 正	久留米市草野町吉木1350番地2

4 就任監事

氏名	住所
大場 嘉之	久留米市善導寺町飯田51番地2
香月敬一郎	久留米市善導寺町飯田1082番地

監査委員

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年6月10日

福岡県監査委員 小串 正伸
同 伊藤 龍峰
同 行正 晴實
同 田中 正勝

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
石橋 幸登	久留米市宮ノ陣四丁目11番34-3号
久米村 翔	福岡市中央区高砂一丁目21番18-1202号
園田 優志	福岡市中央区西公園4番46-703号
村中 政夫	福岡市中央区草香江二丁目2番12-302号
黒田 高宏	福岡市中央区薬院四丁目2番24-505号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成26年6月10日から平成27年3月31日まで

公安委員会

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成26年6月10日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第97条の2第1項第1号又は第2号に」を「第97条の2第1項各号のいずれにも」に、「次の表」を「次表」に改め、同条第2項中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

第29条第1項中「次の表」を「次表」に改める。

第33条の2の6第2項中「0を超えた者」を「76に満たない者」に改める。

附 則

この規則は、平成26年6月10日から施行する。

福岡県公安委員会告示第161号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成26年福岡県公安委員会規則第7号）を定めたので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成26年6月10日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第2号）及び指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（平成25年国家公安委員会規則第1号）が制定されたこと等に伴い、所要の規定の整理を行ったものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布の日

平成26年6月10日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる平成26年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成26年6月10日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田善和

漁業権番号	漁業権者名	魚種名	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 移植放流	70,000尾 100,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	3,000尾
		やまめ	〃	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	700,000尾 10ヵ所
		うぐい	産卵床造成	8ヵ所
		すっぽん	種苗放流	500尾

内共第2号	下筑後川 漁業協同組合	かに	〃	2,000尾
		えび	〃	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	6,000尾
		おいかわ	〃	50,000尾
		すっぽん	〃	500尾
	かに	〃	5,000尾	
	えび	〃	50,000尾	
	筑後川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	200キログラム
		うなぎ	〃	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3ヵ所
かに		種苗放流	3,000尾	
えび		〃	5,000尾	
甘木 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000尾	
	こい	なし	なし	

内共第3号	下筑後川 大野島田 上大新川 柳浜口 沖武端 漁業協同組合	うなぎ	種苗放流	1,200尾
		やまめ	〃	15,000尾
		おいかわ	産卵床造成	2ヵ所
		かに	種苗放流	4,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	6,000尾
内共第5号	八木山川 漁業協同組合	かに	〃	3,000尾
		えび	〃	20,000尾
		あゆ	種苗放流	10,000尾
内共第6号	京二川 漁業協同組合	こい	なし	なし
		あゆ	種苗放流	15,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	1,200尾
		やまめ	〃	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1ヵ所
		すっぽん	〃	200尾

内 共 第7号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	か に	〃	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
		あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う な ぎ	〃	1,200尾
		や ま め	〃	2,000尾
		おいかわ	産 卵 床 造 成	1カ所
		すっぼん	〃	200尾
		か に	〃	2,000尾
内 共 第8号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	こ い	な し	な し
		あ ま ご	種 苗 放 流	1,000尾
		おいかわ	産 卵 床 造 成	3カ所
		あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
内 共 第9号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	こ い	な し	な し
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産 卵 床 造 成	1カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）